

中濃地域広域行政事務組合インターネット公有財産売却 ガイドライン

中濃地域広域行政事務組合インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」といいます。）をご利用いただくには、以下の中濃地域広域行政事務組合インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます。）をよくお読みいただき、同意していただく必要があります。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインと KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は本ガイドラインが優先して適用されます。

第 1 章 公有財産売却の参加条件など

1. 公有財産売却の参加条件

（以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません。）

- （1） 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号または第 2 項各号に該当すると認められる方
- （2） 個人にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）。法人にあつては、役員など（法人の役員またはその支店もしくは営業所などを代表する者をいいます。）が暴力団員
- （3） 中濃地域広域行政事務組合（以下「組合」といいます。）が定める本ガイドライン、誓約書および KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方
- （4） 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方
- （5） 日本語を完全に理解できない方。ただし、代理人が日本語を理解できる場合を除きます。
- （6） 日本国内に住所、連絡先がいずれもない方。ただし、代理人が日本国内に住所または連絡先がある場合を除きます。
- （7） 18 歳未満の方。ただし、親権者などが代理人として参加する場合を除きます。
- （8） 当該公有財産に関する事務に従事する組合職員

（参考：地方自治法施行令）

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他役務を粗雑に行い、又は物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

（参考：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 暴力不法行為など別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。

二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為などを行うことを助長するおそれがある団体をいう。

三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。

四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。

五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

七 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。

八 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げ

る行為をすることをいう。

2. 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定にのっとって組合が執行する一般競争入札およびせり売り（以下「入札」といいます。）の手続きの一部です。
- (2) 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当すると見なされ、一定期間組合の実施する入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。
- (4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます。）上の公有財産売却の物件詳細画面や組合において閲覧に供されている入札の公告などを確認し、十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。
また、組合が現地説明会などを実施する場合には、購入希望の財産を確認してください。（現地説明会などに参加される場合には事前に担当までご連絡ください。）
- (5) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。
- (6) 公有財産売却においては、特定の物件（売却区分）の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。
- (7) 公有財産売却を代理人が行う場合は、組合のホームページから「委任状」を印刷し、必要事項を記入、押印のうえ、組合に送付してください。
- (8) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や登記簿謄本の内容と異なる場合は、落札者となっても権利の移転を行うことができません。

3. 個人情報の取り扱いについて

公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。

- (1) 公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。
- (2) 入札者の公有財産売却の参加者情報および会員識別番号（ログイン ID）に登録されているメールアドレスを組合に開示され、かつ組合がこれらの情報を5年間保管すること。
・組合から公有財産売却の参加者に対し、会員識別番号（ログイン ID）で認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。
- (3) 落札者に決定された公有財産売却の参加者の会員識別番号（ログイン ID）を売却シス

テム上において一定期間公開されること。

- (4) 組合は収集した個人情報を地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に定める参加条件の確認または同条第 2 項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用します。

4. 代理人による参加について

公有財産売却では、代理人に入札参加の手続きをさせることができます。代理人には、少なくとも入札参加申し込み、入札保証金の納付および返還にかかる受領、入札並びにこれらに附随する事務を委任することとします。

(1) 代理人の資格

代理人は、「第 1 章 1. 公有財産売却の参加条件」を満たさなければなりません。

(2) 代理人による手続き

ア 代理人に公有財産売却の参加手続きをさせる場合、代理人の会員識別番号（ログイン ID）により代理人が公有財産売却の参加申し込みおよび入札を行ってください。

イ 代理人に公有財産売却の参加手続きをさせる場合、公有財産売却の参加者は、「第 2 章 1(2)参加申し込み（本申し込み）」書類に委任状、代理人の住民票（法人の場合は商業登記簿謄本）、代理人の印鑑登録証明書を併せて組合に提出することが必要です。委任状は、組合のホームページから印刷することができます。

原則として、申込期限までに組合が委任状の提出を確認できない場合は、入札することができません。公有財産売却の参加者以外の方から委任状などが提出された場合も、入札することができません。

ウ 代理人による公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きの詳細については、「第 2 章 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について」、「第 3 章 入札形式で行う公有財産売却の手続き」をご確認ください。

第 2 章 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が確認できた会員識別番号（ログイン ID）でのみ入札できます。

1. 公有財産売却の参加申し込みについて

- (1) 公有財産売却は、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システム画面上で公有財産売却の参加申し込みな

どの手続きを行ってください。

ア 参加仮申し込み

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。

イ 売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

ウ 法人で公有財産売却の参加申し込みをする場合は、法人名で会員識別番号（ログイン ID）を取得し、法人代表者が参加手続きを行ってください。

エ 代理人に参加手続きをさせる場合（法人が法人代表者以外の人に手続きをさせる場合も含む）には、その人を代理人とする委任状の提出が必要となります。この場合は、代理人の会員識別番号（ログイン ID）により代理人が参加手続きを行ってください。

オ 代理人は、売却システムの画面上で、代理人による手続きの欄の「する」を選択してください。

(2) 参加申し込み（本申し込み）

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より申し込みを行った後、組合ホームページから公有財産売却一般競争入札参加申込書を印刷し、必要事項を記入、押印後、次の書類（以下「必要書類」といいます。）を添付のうえ、組合に送付または持参してください。（郵送の場合は申込締切日の消印有効）

ア 必要書類（動産・自動車の場合）

- ・誓約書
- ・住民票抄本（法人の場合は商業登記簿謄本）
- ・印鑑登録証明書
- ・完納証明書（市町村民税）
- ・免許証（表裏）のコピーあるいはマイナンバーカード（表面）のコピーなど公的身分証明書のいずれか一通

イ 複数の物件について申し込みをされる場合、アの必要書類は 1 通のみ提出してください。

2. 入札保証金の納付について

(1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第 167 条の 7 で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、組合が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低落札価格）の 100 分の 5 以上の金額を定めます。

(2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、組合が売却区分ごとにクレジットカードによる方法で納付してください。詳細は、同条アをご確認ください。売却区分ごとに、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面でどの方法が指定されているかを確認してください。

- ・入札保証金には利息を付しません。
- ・原則として、入札開始 3 開庁日前までに組合が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

ア クレジットカードによる納付

クレジットカードで入札保証金を納付する場合は、売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報と SB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

・VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。(各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります)

・法人で公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

(3) 入札保証金の没収

落札者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに組合の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。

(4) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書に基づき、地方自治法施行令第 167 条の 16 に定める契約保証金に全額充当します。なお、契約保証金は中濃地域広域行政事務組合契約規則第 2 条に定める金額とします。

第 3 章 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1. 公有財産売却への入札

(1) 入札

組合は、参加申し込み（本申し込み）および入札保証金の納付を確認したのち、参加者へ本申し込み受付完了のお知らせメールを送信します。この入札は、参加申し込み（本申し込み）をした会員識別番号（ログイン ID）でのみ、可能です。（入札は一度のみです。）一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

組合は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

2. 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、組合は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者の会員識別番号（ログイン ID）を落札者の氏名（名称）とみなします。落札者は、その権利を他者に譲渡することはできません。

ア 落札者の告知

落札者の会員識別番号（ログイン ID）と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ 組合から落札者への連絡

落札者には、組合から入札終了後、あらかじめ会員識別番号（ログイン ID）で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

・組合が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、組合が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、契約保証金を没収し、返還しません。

(2) 落札者決定の取り消し

本ガイドライン第 1 章公有財産売却の参加条件各号に規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が落札した場合または入札金額の入力間違いなどの場合は、

落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3. 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

組合は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったときおよび落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で 18 歳未満の方など公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

(3) 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

(4) 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

4. 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに組合が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は次の方法で納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに組合が納付を確認することが必要です。

ア 組合が用意する納付書による納付

イ 組合が指定する銀行口座への振込による納付

(4) 契約保証金の売払代金への充当

契約保証金は、落札者が売払代金の残金を全額納付したとき、契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書に基づき、売払代金の一部に全額充当します。

5. 落札者以外へ入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

クレジットカードによる納付の入札保証金返還の方法および返還に要する期間について、SB ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

第4章 公有財産売却の財産の権利移転および引き渡しについて

組合は、売買代金の残金納付確認後、不動産のみ落札者の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転を行い、その他の物件については落札者が権利の移転を行います。

1. 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売払代金の残金を納付したときに権利移転します。

2. 権利移転の手続きについて

自動車の場合

- (1) 落札者は、「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込んで手続きをしていただくことが必要です。
- (2) 引渡しは、組合が指定する場所で行います。仮ナンバープレートの取得、搬送および自賠責保険の手続き等が必要な場合は、落札者において事前に準備してください。費用は落札者が負担してください。
- (3) 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人となります。落札者本人以外の名義にはできません。
- (4) 自動車に「中濃地域広域行政事務組合」の他関連する標記がある場合、表示を確実に消去あるいは撤去を行い、作業前及び作業後の写真を撮影し、組合に提出してください。費用は落札者の負担となります。
- (5) 登録完了後は所有権が移転したことがわかる書類(車検証、登記識別情報通知書な

ど)の写しを組合に提出してください。

3. 引き渡しおよび権利移転に伴う費用について

共通

- (1) 売買代金納付後、引き渡しを受けるまで保管を依頼する場合は、組合ホームページから「保管依頼書」を印刷し、必要事項を記入し組合に提出してください。
- (2) 引き渡しに必要な「売買物件受領書」を組合ホームページから印刷し、必要事項を記入のうえ組合に提出してください。

自動車の場合

- (1) 引き渡しは、契約締結時の現況有姿で行います。
- (2) 権利移転に伴う費用（自動車検査登録印紙および自動車審査証紙、自動車税環境性能割など）は、落札者の負担となります。
- (3) 自動車税環境性能割および自動車税は落札者が自ら申告、納税してください。
- (4) 仮ナンバープレートの取得、搬送および自賠責保険の手続き等が必要な場合は、落札者において事前に準備してください。費用は落札者が負担してください。
- (5) 自動車に「中濃地域広域行政事務組合」の他関連する標記がある場合、表示を確実に消去あるいは撤去を行い、作業前及び作業後の写真を撮影し、組合に提出してください。費用は落札者の負担となります。

4. 権利移転および引き渡しに伴う注意事項

- (1) 落札後、契約を締結した時点で、公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など組合の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。
- (2) 公有財産売却の財産内の動産などやごみなどの撤去などは、すべて落札者自身で行ってください。
- (3) 落札後、キズその他隠れた瑕疵のあることを理由に契約締結の拒否、落札無効の主張、損害賠償の請求、売買代金の減額などはできません。
- (4) 原則として、物件に係る調査などは行っておりません。
- (5) 物件が自動車の場合は、自動車 NOx・PM 法およびその他法令などにより使用制限がある場合がありますので、事前に関係機関に確認してください。
- (6) 一度引き渡された物件は、いかなる理由であっても返品および交換はできません。

第5章 注意事項

1. 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申し込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア 公有財産売却の参加申し込み受付が開始されない場合
- イ 公有財産売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合
- ウ 公有財産売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合
- エ 公有財産売却の参加申し込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア 入札の受付が開始されない場合
- イ 入札できない状態が相当期間継続した場合
- ウ 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合
- イ くじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合
- ウ せり売形式において入札終了後相当期間経過後も落札者を決定できない場合

2. 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申し込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

(1) 特定の公有財産売却の特定の売却区分（売却財産の出品区分）の中止時の入札保証金の返還

特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

(2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

3. 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者など（以下「入札者など」といいます。）に損害などが発生した場合

- (1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、組合は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、組合は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (3) 入札者などの使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申し込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、組合は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。
- (4) 公有財産売却に参加したことにより、入札者などが使用する機器およびネットワークなどの不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、組合は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義（法人の場合は当該法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申し込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、組合は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (6) 公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、組合は責任を負いません。
- (7) 公有財産売却の参加者などが、自身の会員識別番号（ログイン ID）およびパスワードなどを紛失もしくは、会員識別番号（ログイン ID）およびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず組合は責任を負いません。

4. 公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5. リンクの制限など

組合が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、組合物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、組合が公開している情報（文章、写真、図面など）について、組合に無断で転載・転用することは一切できません。

6. システム利用における禁止事項

売却システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 売却システムをインターネット公有財産売却の手続き以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 売却システムに不正にアクセスをすること。
- (3) 売却システムの管理および運営を故意に妨害すること。
- (4) 売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令もしくは公序良俗に違反する行為またはそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為またはそのおそれのある行為をすること。

7. 準拠法

このガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

8. 公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など

- (1) 公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨

公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。

- (2) 公有財産売却の手続きにおいて使用する言語

公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限ります。売却システムにおいて使用する文字は、JIS 第 1 第 2 水準漢字（JIS（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項の日本産業規格）X0208 をいいます）であるため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。

- (3) 公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻

公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によります。

9. 公有財産売却参加申込期間および入札期間

公有財産売却参加申込期間および入札期間は、売却システム上の売却物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

10. 本ガイドラインの改正

組合は、必要があると認めるときは、本ガイドラインを改正することができるものとします。

なお、改正を行った場合には、組合は売却システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に売却参加申し込みの受付を開始するインター

ネット公有財産売却から適用します。

11. その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、組合が掲載したものではない情報については、公有財産売却に関する情報ではありません。

12. 公有財産売却における個人情報について

組合が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを利用して行う公有財産売却における個人情報の収集主体は組合になります。

13. クレジットカードによる入札保証金を納付する場合

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者およびその代理人（以下、「参加者など」といいます。）は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続きが終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報をSB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。